平成２８年（フ）第６５７号
堺市南区泉田中103番地１
債務者　デロバツ智子
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６６９号
堺市東区丈六117番地10
債務者　池上　清春
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６７４号
大阪府河内長野市錦町23番27―106号
債務者　樋井　千昭
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６９３号
堺市西区浜寺船尾町東３丁319番地　浜寺グリーンハイツＡ―202号
債務者　宮前　由夫
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７０１号
堺市南区高倉台１丁３番２―208号
債務者　松岡　信子
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
和歌山県有田郡湯浅町大字田438番地２
債務者　井上真由美
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２１６号
和歌山県岩出市水栖465番地の２（１―12号）、前住所和歌山県海南市七山772番地２　市営七山団地２号棟604号室
債務者　小林　光男
保佐人　川端　敏弘
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２４号
和歌山県橋本市隅田町芋生161番地
債務者　木村　卓士
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２３１号
和歌山市西庄155番地　西脇グリーン団地７号棟204
債務者　田伏　満代
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４５号
和歌山市新通１丁目12番地　メゾン・モニカ202
債務者　古屋敷信二
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２６１号
和歌山県有田郡有田川町大字野田410番地１
債務者　北田　良生
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２６８号
和歌山市大垣内199番地13
債務者　畑瀬　敏博
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続終結

平成２７年（フ）第４５１号
神奈川県中郡大磯町高麗２丁目７番４号
破産者　株式会社スパイラル・プレゼンス
１　決定年月日　平成28年９月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３３号
千葉県袖ケ浦市今井２丁目62番地２
破産者　在原　幸江
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第４１号
千葉県君津市西原1094番地
破産者　櫻井　　絜
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第４９号
千葉県木更津市清川１丁目21番28号
破産者　株式会社アリーズコーポレーション
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１９３号
群馬県高崎市倉渕町三ノ倉1651番地
破産者　有限会社戸塚組
１　決定年月日　平成28年９月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第４２号
群馬県高崎市上里見町1066番地１
破産者　株式会社ケアセンターなごやか
１　決定年月日　平成28年９月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部